



裁判員裁判

— いよいよ今月スタート —

いよいよ5月21日から裁判員裁判が始まります。
刑事裁判は大きく変わります。
弁護士としてもこの変革に対応しなければなりません。
そこで、今月号の特集は、裁判員裁判を取り上げました。
ぜひお読みください。

CONTENTS

- 1 裁判員裁判の刑事弁護
- 2 裁判員裁判における
自白事件・情状弁護
～東弁・特別研修の報告～

1

裁判員裁判の刑事弁護

2008年度刑事弁護委員会委員長 前田 裕司 (29期)



はじめに

1 いよいよ裁判員裁判 調書裁判から公判中心の裁判へ

いよいよ、裁判員裁判が始まる。市民が裁判官と共に判断者に加わる裁判員制度は、これまでの裁判のあり様を一変させる。裁判員裁判では、法廷で直接見たこと、聞いたこと、感じたことを基礎に判断が下される。裁判官が、記録を裁判官室に持ち帰りじっくり読み込んで心証を形成したような従来の方法はなくなる。調書裁判から公判中心の裁判へ、精密司法から核心司法へ、裁判員裁判では確実にその移行がなされることになるはずである。

2 法廷弁護技術を磨こう

これに伴って、刑事弁護人の法廷での活動の在り方も大きく変化せざるを得ない。調書にどう残すかに意を払った証人尋問、膨大な証拠を引用しての詳細な最終弁論は、まったく姿を消す。証人尋問の役割が大きくなり、効果的な証人尋問の技術が必須となる。裁判員に対して、被告人の求める結論をわかりやすく説明し、理解してもらう弁論能力が必要となる。それだけではなく、裁判員裁判対象事件では、被疑者取調べの過程で、検察官や警察官による供述調書作成後の一部録画がなされるので、捜査段階での弁護人の活動にもさらなる工夫が要る。公判前整

理手続での積極的な証拠開示請求が求められ、公判中心主義を意識した検察官請求証拠への意見を述べることも重要となる。

3 弁護方針の確立が基本

ただ、弁護人が被告人の主張に謙虚に耳を傾け、記録を丹念に検討して弁護の戦略を練り、弁護方針を確立してこれを実践することこそ、刑事弁護の基本であり、どのような裁判の形態であれ、この点において異なるところはない。最も肝要なことである。いかに、法廷での尋問技術や弁論能力が高くても、中身が伴わなければ、被告人が裁判で求める結論とその道筋を裁判員に理解させ共感させることはできないからだ。しかし、逆に中身のある場合でも、裁判員裁判にあっては、法廷での弁護技術をしっかり身に付けなければ、判断者の理解と共感を得ることができない。これまで以上に弁護人の力量が問われる時代となった。

4 弁護技術は習得できる

しかし、余り深刻に考える必要はない。弁護士にとって、法廷弁護技術の修得は、常に法廷での弁護人の活動を注視している判断者の立場から発想し、一定の訓練と経験を積みさえすれば、それほど難しいことではないからである。訓練の場は、弁護士会が各種の養成講座を開くなどして準備している。

ここでは、ある模擬裁判事例の中から、裁判員裁判事件のうちでも統計上最も多数を占める強盗致傷事件を取り上げて、これを担う二人の弁護士の活動を追いながら弁護活動の留意点を幾つかとりあげたい。幾らかでも技術の習得に役立つことと思う。

裁判員裁判はまったく新しい分野であるうえ、紙数が限られているので、ここに記載した範囲では、実践でフォローできない課題が多々生ずることは当然である。そのような場合には、下記の書籍などをご参照くださるようお願いする。

『実践刑事弁護 裁判員裁判編』

東京弁護士会刑事弁護委員会 編（現代人文社 2009年）

刑事裁判の実際

そこである仮定の事件をもとにして、裁判員裁判における刑事弁護活動の在り方を検討する。登場する事件関係者も弁護人もすべて仮名である。

1 強盗致傷事件の発生と犯人逮捕の理由

2009年4月16日午後11時20分ころ、自宅にいた主婦の長友百合子が侵入してきた男に包丁で左腕を

3箇所切られ、財布のお金を奪われる事件が発生した。

その夜、河野三郎は、スナックで職場の先輩の高島勇らと飲んでいたが、午後11時ころスナックを出て、近くの駐車場に停めていた自分の自動車に乗って自宅に向かっていた。三郎が自宅へ向け走行中の午後11時半ころ、高島から電話で、「長友百合子さんが切られた。犯人はお前ではないかと疑っている。すぐ来い」と言われた。三郎が長友宅に入ると、玄関から居間にかけて点々と血がついていた。三郎は、玄関から

居間に入ったところで、手のひらに卵大の血がついていることに気づき、台所で手を洗い、その手をズボンで拭いた。居間にいた他の人にも手に血のついた人がいた。その後、三郎は犯人が侵入した箇所を調べるため高島らと長友宅の裏庭のほうにも足を踏み入れた。

三郎は20歳、土木建築業者の従業員で、欠勤もなくまじめに働いていた。1ヶ月17万円の収入があり、それを同居している母親に全額渡し、その中から3万円の小遣いをもらっていた。家賃負担はなく車のローン代9万円を支払うだけで、借金はいっさいなかった。三郎は、高島の紹介で百合子の夫である長友正人と知り合い、百合子とも知り合った。2008年11月から、3回程度、高島とともに長友宅を訪問し数時間を過ごしている。

ところが、三郎は、2009年5月21日に、住居侵入・強盗致傷の疑いで警察に逮捕された。百合子が犯人は三郎であると供述していること、三郎が当夜着ていた衣服に百合子と同じ型の血液が付着していたこと、犯人の侵入箇所である長友宅裏のサッシ窓の前あたりに、三郎の靴跡らしきものが残っていたことが、逮捕された理由である。

2 裁判員裁判対象事件の 被疑者国選としての受任

三郎は、検察官送致の際、被疑事実が強盗致傷だから、勾留がついたときに被疑者国選弁護人を請求できる事件である、裁判員裁判にもなると説明された。そこで、翌日、裁判官から勾留質問を受ける際、国選弁護人を請求した。

2009年5月24日、司法修習52期の弁護士岡山哲平は被疑者国選の担当日で、事務所で待機していたと

ころ、法テラス霞が関から被疑者国選依頼の連絡があった(*1)。それが三郎の事件だった。哲平は受任を承諾して、早速、北警察署で三郎に面会して分かったのが、前記の内容である。

*1：東京三会では、被疑者国選の受任にあたり、A名簿（短期1年以上の法定刑のある犯罪を対象）、B名簿（長期3年を超える法廷刑でA名簿対象事件以外のもの）、S名簿（裁判員裁判サポート名簿）を準備している。
哲平はいずれの名簿にも登録していた。

3 「被疑者ノート」の差入れ、 「可視化申入書」の提出

哲平は、北警察署の初回接見で持参していた被疑者ノートを三郎に差し入れた。また、取調べが適正に行われるよう取調べ全過程の可視化申入書を北警察署に提出し、事務所に戻って検察官にも申入書をファクスで送付した(*2)。

*2：被疑者ノートや可視化申入書は、日弁連取調べ可視化実現本部（TEL.03-3580-9844）に問い合わせれば入手できる。また、日弁連のホームページ（<http://www.nichibenren.or.jp/>）からもダウンロードできる。

- 初回接見で被疑者ノートの差入れをしよう！
- 事案に応じて可視化申入書を捜査機関に提出しよう！

4 複数弁護人の選任請求

哲平は、否認事件、しかも犯人であることを争う事件なので、前の事務所で一緒だった57期の田中さとみ弁護士に応援を依頼して、複数で被疑者弁護をし

ように思った。そこで、さとみに了解を取り付け、裁判所に対して、本件は裁判員裁判対象事件で、犯人性を徹底して争うものであり、被疑者の年齢などを考慮すると容易に捜査機関において自白の強要が行われ得る事件であることなどを理由とする要望書を東京地裁刑事14部に提出し、弁護人を更に一人付けるよう求めた。もう一人の弁護人として、さとみの名前を入れていた。そして、要望書は法テラス霞が関にも送り、さらに東京弁護士会刑事弁護委員会宛に裁判所への要望書写しを提出した。裁判所が受入れに難色を示したときに、弁護士会からも複数選任の申入れを行い、裁判所との折衝を図り複数選任を実現させたいと考えたからである。

裁判所は、裁判員裁判が始まったばかりであることも考慮して、哲平の要望を受け入れ、もう一人の弁護人を選任することを決め、法テラスに通知し、さとみも被疑者国選弁護人となった(*3)。

*3：刑事訴訟法37条の5は、「裁判官は、死刑又は無期の懲役・禁固に当たる事件について被疑者国選弁護人を付す場合又は付した場合において、特に必要があると認めるときは、職権で更に弁護人一人を付することができる」と定める。この規定については、要件が余りにも狭すぎることで、弁護人が二人に限定されていることなどから、日弁連では改正を求めている。

*3：強盗致傷は、刑法240条により無期刑が法定刑に定められており、被疑者国選の複数選任対象事件である。

*3：担当弁護人が要望書を裁判所に提出するとともに弁護士会にも写しを出すことは、弁護士会として誰が推薦されるかを知る上で必要である。複数選任に関して弁護士会と裁判所との折衝があり得ることは、裁判所も了解をしている。

●裁判員裁判事件では被疑者の段階から積極的に複数選任の要望をしよう！

5 捜査弁護での被疑者へのアドバイスと取調べ可視化への対応

これを受け、さとみは三郎に面会した。三郎は逮捕当初から否認しており、弁解録取書作成のときも、勾留質問でも否認したと述べていた。そこで、さとみは、事件当日の状況を聴き取り、弁護人作成の供述録取書を作成しておくことにした。逮捕後間もない時期の被疑者の供述を確実に記録しておく必要があると思ったからである。持参したパソコンとポータブルプリンターを使用して供述録取書を作り、三郎に差し入れて署名をしてもらった。

そして、差し入れた被疑者ノートに取調べ状況を記載するように、万が一にも取調べに屈して不本意な調書が作成されたら、特にその経過を記すように、そして、自白調書が作成された場合には、後にその調書作成状況につき捜査官から質問がなされ、それがビデオに撮影される機会があるはずだから、そのときには、自分の意思に反する供述調書が作成されたことをビデオの前で訴えるようにアドバイスした(*4)。

もし、迷うようなことがあったら、決して調書には署名押印しない、何かあれば、すぐに弁護人を呼ぶよう伝えた。さとみは、弁護人作成の供述録取書を公証人役場に持ち込んで確定日付をとった(*5)。

*4：検察庁では、裁判員裁判対象事件全事件について、自白調書を証拠請求する予定の事件では、取調べの一部を録画することにしており、2009年4月から本格的に実施している。録画は、供述調書作成後に調書作成状況を振り返って質問する場面（レビュー方式）か、調書の読み聞かせ部分をこれに加える場面（読み聞かせ＋レビュー方式）だけである。

警察庁でも、2009年4月から各都道府県警察で実施しているが、実施対象は裁判員裁判対象事件の一部である。

*5：供述録取書の作成日を特定するには、調書をファク

ス送信して記録を残す方法や調書に郵券を貼付し郵便局で消印を押捺してもらう方法がある。

その後、哲平とさとみは、接見を重ねつつ、無実の青年が不当に拘束されており、早期に釈放するべきだとして、勾留に対する準抗告、勾留期間延長に対する準抗告、勾留理由開示公判、勾留取消請求などを試みたが、功を奏さず、2009年6月11日、三郎は住居侵入・強盗致傷で起訴されることになった。

- 捜査機関の一部録画を意識した捜査弁護をしよう！
- 弁護人として捜査段階での証拠の収集に努めよう！
- 身体拘束からの早期解放を求めてあらゆる法的手段を駆使しよう！

6 公判前整理手続での 類型証拠開示請求

裁判所からの連絡により、検察官、弁護人の三者打合せがあり、検察官が7月20日までに証明予定事実記載書面と証拠の取調べ請求を、その1ヶ月後に、弁護人が類型証拠開示請求を行うこととなり、8月25日に第1回公判前整理手続期日を行うことになった。

検察官の証明予定事実と証拠等関係カードが届き、哲平とさとみはさっそく記録の謄写請求をして、記録の検討に入った。検察官請求証拠は、①現場の実況見分調書、②診断書、③血痕の鑑定書、④靴跡の鑑定書、⑤長友百合子の検察官調書、⑥高島勇の検察官調書、⑦走行時間に関する捜査報告書、⑧被告人の戸籍謄本であった。

哲平とさとみの綿密な接見と適切なアドバイスの結果、三郎の自白調書がなく、検察官は被告人供述

調書を請求しなかった。

そこで、哲平とさとみは、類型証拠開示請求を検討した。

哲 平：「ある先輩に聞いたけれど、5, 7, 8号は必ず請求せよと」

さとみ：「そうすると、百合子さん、高島さん、三郎君の供述録取書等（*6）は全部請求することになるわね。それに三郎君の取調べ状況報告書、余り問題はなさそうだけど…」

哲 平：「次は1号に戻って物を、これに関連して2, 3, 4号を検討せよと」

さとみ：「指紋はどうなのかしら。長友宅に来た高島さんらの血痕・靴跡などの結果も防御上知っておく必要があるね」

哲 平：「最後に6号を検討せよと」

さとみ：「百合子さんが人違いした事件とすると、逃走した犯人の目撃者がいないか、不審者がいなかったかなど当夜の付近の住民に対する聞込みをしているはずだから、その供述録取書等とか、捜査報告書が必要ね」

こうして、哲平とさとみは、8月20日、類型証拠開示請求を行った。その際、開示請求書の冒頭に次のような文章を付け加えた。

……なお、弁護人が開示を求める証拠のうち、その一部だけを開示される場合には、開示をしないものについては、刑事訴訟規則217条の24により必ず不開示の理由を告知されたい。また、「不存在」と回答される場合には、その「不存在」の意味について、①検察官の手許に存在しないとの意味か（警察など他には存在するとの意味か）、②警察にも、また、検察官の把握するか

ぎりそのほかの箇所にもおよそ存在しないとの意味か、③証拠は存在するが、弁護人の類型証拠開示請求が法律の要件を満たすものはないという意味か、明らかにされたい（*7）。

*6：供述録取書等については、刑事訴訟法316条の14の2号に定義があり、「供述書、供述を録取した書面で供述者の署名押印のあるもの又は映像・音声を記録することができる記録媒体であって供述を記録したもの」とされている。一部録画のDVDはこれに含まれる。

*7：類型証拠開示請求に対して、検察官は、「開示請求のあった証拠については、〇〇を開示する」「弁護人請求の証拠は存在しない」などと回答する。そこで、前者については、不開示の証拠があるのかないか明らかではない。また、「不存在」では、どこにないのか不明である。2007年12月25日最高裁決定によれば、開示の対象は、検察官手持証拠に限定されず、捜査の過程で作成・入手した書面で検察官が容易に入手しうるものも含まれるとされ、警察官の取調メモや備忘録も開示の対象とされている。

8月25日、第1回公判前整理手続期日が開かれ、検察官が9月10日までに類型証拠開示請求に対する回答を示したうえ、第2回公判前整理手続期日を9月30日にすることを決めた。

● 弁護人にとって公判前整理手続は証拠開示の手続である！

● 争いのない事件でも積極的に証拠開示をしよう！

● 検察官手持証拠は情状事実の宝庫である！

7 弁護人の予定主張

9月20日、検察官は類型証拠開示請求のあった証拠のかなりの部分を開示した。関係者の供述調書や捜査報告書なども開示を受けた。そこには、被告人に

有利に使える供述調書もあった。百合子の供述調書は事件直後、三郎の逮捕直後、起訴直前と3通あるが、それぞれ、犯人の顔を見たのか、見た箇所はどこかという肝腎なところで変遷していた。高島の供述調書にも変遷があった。そこで、哲平とさとみは、それらの証拠を検討した結果、次回の期日には、類型証拠開示の手続を終え、弁護人の予定主張を提出することにした。併せて、検察官請求証拠に対する意見を述べることにした（*8）。

そして、次のような予定主張を作成した（*9）。

本件は、被害者が犯人を被告人と見間違った事件である。

被告人は、事件が起きた時は、スナックで飲酒後に自家用自動車を運転して自宅に戻る途中であった。織姫第三トンネル付近で同僚の高島から電話で呼び出されて、急遽、長友宅に向かった。長友宅玄関、廊下、居間などに血痕が付着していたが、被告人はそこを歩いたり座ったりした。また、長友宅に集まった何人かと裏庭に回って犯人の出入りを確認したりもした。

被告人は、土木建築作業員として無断欠勤もなくまじめに働く青年で、母親と同居し、誰からの借金もなかった。被害者と顔見知りであり、3回くらい被害者宅を訪れたことがある。被告人には本件事件を犯す動機がなく、顔見知りの家にわざわざ強盗や窃盗目的で出向くはずもない。

*8：予定主張を提出する際には、同時に、検察官請求証拠に対する意見を述べることになっている（刑事訴訟法316条の16、同17）。

*9：予定主張は、「充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行う」ための「争点及び証拠の整理」に必要な範囲で行えば足りる。検察官の証明予定事実に対する

認否でも、被告人供述の前倒しでもない。ここでは、検察官請求証拠を意識して、やや詳しく、被告人の主張を展開したものとなっている。

8 検察官請求証拠に対する意見

哲 平：「予定主張はよいとして、検察官請求証拠についての意見はどうする？」

さとみ：「私が受講した養成講座の講師の方は、今までは、被告人に不利益かどうかとの観点から同意、不同意を決めていたが、裁判員裁判はそうはいかない。五七五の口調で『不利益か、分かりやすいか、必要か』の3点から検討するようにと言っていたけど」

哲 平：「そうなんだ。裁判所も模擬裁判などでは、そのような観点から証拠の採否を決めていた。今回は、検察官も相当に証拠を絞っているけど、実況見分調書などどうなんだろう。分かりにくいし、そもそもこんなに必要とは思えない」

さとみ：「そうね。それに鑑定結果は争わない方針だから、鑑定書も必要な箇所に絞ればよさそうね」

哲 平：「そうすると、被告人に不利益な百合子さん、高島さんの供述調書の全部不同意は当然として、実況見分調書は図面だけ同意、鑑定書はこのままでは不同意、抄本化すれば同意可能という意見にしよう。残るのは、実験した走行時間の報告書だね」

さとみ：「これも不同意としたいところだけど、三郎君が供述した時速50キロから60キロで走ると、確かに織姫第三トンネルには15分くらいで着いちゃうのよね。私たちも何度も実験したじゃない」

哲 平：「そうすると、これは同意のうえで、なぜ、織姫第三トンネルを通過するのが午後11時半ころになるのかを説明することに力を割こう」

こうして、哲平とさとみは、予定主張と検察官請求証拠への意見を9月30日の前に提出した。

● 証拠意見は、「不利益か、分かりやすいか、必要か」の観点で！

そして、第2回期日で公判前整理手続を終えることにして、第1回公判期日は、2009年11月25日と決まった（*10）。

*10：第1回公判期日に先立ち裁判員の選任手続が行われるが（通常は第1回公判期日に行われる予定）、裁判員候補者への呼出状はその6週間前に発送し、呼出状の送達と期日の間には少なくとも2週間の猶予をおくことになっている（裁判員法27条4項、同規則19条、20条）。

9 被害者参加人の公判期日への出席

第2回公判前整理手続期日で、裁判所から被害者参加の申出があることが告げられた。哲平とさとみは、意見を求められたので、本件は犯人性を争う事件であり、特に百合子は、その証言の信用性が裁判の帰趨を決する最重要証人であるので、被害者参加は認めるべきではないと意見を述べた（*11）。

結局、裁判所は百合子の被害者参加は認めたが、被害者参加人から委託を受けた弁護士がついており、百合子は証人として証言する予定であるから、公判期日へ常時出席するのは、弁護士だけに限定し、百合子は、証拠調べが終わるまでは被害者参加人として出席できず、被害者参加人としての最終意見陳述をする機会のみ出席を許した（*12）。

*11：被害者が刑事公判に被害者参加人として出席する制度は、2008年12月1日から施行されている。参加の対象となる犯罪は、故意の犯罪行為により人を死傷させ

た事件（強盗致傷が該当、これまでの実績で参加が最も多い危険運転致死傷もこの類型である）、強制わいせつ・強姦、業務上過失致死傷、逮捕・監禁、略取・誘拐・人身売買などである（刑事訴訟法316条の33）。

* 12：被害者参加の申出の時期は限定がなく公判終了まで参加可能であるが（同）、これまでの例では第1回公判前に申出がなされているようである。

裁判所は参加申出についての意見を被告人・弁護人に聴くことになっている（同）。

被害者参加人は公判期日に出席し、情状証人の情状に関する事項に関する尋問、被告人質問ができるほか、最終意見陳述をすることができる（同）。

●被害者参加があっても基本は変わらない、冷静に対応するよう被告人に助言を！

起きたとされる時刻、河野三郎君は自分の車を運転して自宅に帰る途中でした。公訴事実は全部争います」と述べた（*15）。

* 13：補充裁判員数は裁判所が決定する（裁判員法26条1項、同37条2項）。

* 14：法廷での被告人の服装・着席位置については、日弁連、法務省、最高裁で協議中である。

* 15：被告事件の陳述を、冒頭陳述との兼ね合いでどの程度するか、通説があるわけではない。本書では何が争点かを端的に示す陳述は必要との立場で記載している。

●起訴状朗読後の被告事件に対する陳述も事件毎に工夫しよう！

10 冒頭手続

— 被告事件に対する陳述

第1回公判期日、裁判官3人と裁判員6人、それに補充裁判員がやや後方に2人座っていた（*13）。三郎は刑務官に連れられて法廷に入ってきた。手錠や腰縄は、法廷の入口の手前ではずされていたようだ。ベルトを締め、一見すると普通の革靴のように見えるサンダルを履いて、弁護人席の横に座った（*14）。検察官席を見ると、検察官の机の端に被害者参加人弁護士が座っていた。

起訴状朗読のあとの被告事件の陳述で、三郎は、「起訴状記載のことはやっていません。犯人ではありません」と簡潔に述べた。哲平は、「私たちは、長友百合子さんが被害に遭われ、肉体的にも精神的にも深い傷を負われたことを争うものではありません。しかし、本件は、百合子さんの見間違いによって河野三郎君が被告席に座らされている事件です。事件が

11 冒頭陳述

さとみ：「冒頭陳述は弁護人もすることになりましたよね。先輩の弁護士の中には弁護人として冒頭陳述をしたことは一度もないという人もいます」

哲 平：「そうだね。公判前整理手続に付された事件は冒頭陳述が必須なので、裁判員裁判だけに限られないのだけれど、裁判員裁判の事件ではやることになるね」

さとみ：「アメリカの学者の研究によると、陪審員は冒頭陳述での心証を最後まで維持する確率が70%もあるんだって。最初に事件のイメージを抱いてもらうのがいかに大切かということね」

哲 平：「これまでの経験から、冒頭陳述では事件をストーリーで語れといわれている。ストーリーこそ、聞き手がイメージを掴み、理解しやすいからだろう。そのうえで、検察官主張との違いを明確にすることが

冒頭陳述の機能だと」

さとみ：「そのためには、裁判員の顔を見ながらペーパーレスで語り、その語りを理解させるために適当に体の動きを入れ、パワーポイント、パネル、ボードなどの視覚資料を利用しなさい。語りは印象に残る初頭効果と最後の効果を意識せよともいわれる」

哲平とさとみは、第1回公判前にこのようなやりとりをし、さらに検討して、冒頭陳述の内容と後で裁判員に配付する予定の冒頭陳述ペーパーを作成した（＊16）。

そして、さとみは、「裁判員、裁判官の皆さん、この事件は、長友百合子さんが犯人を河野三郎君と見間違ったため、三郎君が被告人席に座らされている事件です。三郎君は無実です。これから私が述べる内容は、後でそのポイントを記したペーパーをお配りしますので、まずは、メモを取らずに私の話に耳を傾けて下さい」と切り出した。

そして、当日夜の行動、百合子との関係、生活状況と動機の不存在などをストーリーとして語り、検察官が挙げた百合子証言は見間違いであること、三郎の衣服に百合子の血痕が付着しているのは事件後の可能性があること、靴跡も同様の可能性があることなどを指摘しつつ、その間、適当に身振り手振りを入れ、ボードに書き込むなどして15分間で陳述を終えた。

さとみが準備した冒頭陳述ペーパーは以下のとおりである。

河野三郎は自宅に向け車を運転していた
事件発生後に長友宅に出向いた
河野三郎はお金に困っていなかった
百合子さんとは顔見知りである
百合子さんは金髪で背の高い男を見たにすぎない

事件後、長友宅で河野三郎の作業着に百合子さんの血痕が付着した

事件後、裏には回ったのでそのとき靴跡が付いた可能性がある

＊16：ペーパーの作成には批判的見解もある。しかし、模擬裁判では検察官は必ずA3判1枚の冒頭陳述ペーパーを出してきた。これを阻止する法的根拠も実現する可能性も見いだせない。また、模擬裁判における裁判員の評価・要望には、評議の際に弁護人の主張の理解と記憶喚起のために必要との意見が多数あった。そこで、検察官との均衡や裁判員の立場を配慮して、書面主義に回帰する危険を十分認識しつつも、A4判かA3判1枚のペーパーを準備することは必要であるとの見解に立って、物語を展開している。

- 冒頭陳述は重要である。認定者の事実についてのイメージが創られるからである！
- そのためには被告人のストーリーを分かりやすく明瞭に語れ
- 書面を読み上げず口頭で分かりやすく説得せよ、そのための視覚資料を活用せよ
- 情報量に配慮せよ

12 反対尋問の技術

裁判員裁判での証拠は人証が基本となる。本件では、百合子証人尋問と三郎の被告人質問が行われた。百合子の反対尋問について哲平とさとみが検討した。

哲平：「百合子さんの供述調書を見ると、事件直後には、犯人の顔は見えておりません、後姿しか見えておりませんとあるね。そして、逮捕直後の調書でも、横顔しか見ていないとある。ところが、起訴直前の

調書では、正面からはっきりと顔を見たと、大きく変遷している。この供述の矛盾を付くことは絶対必要だ」

さとみ：「そうね。当時の明かりの状況や、百合子さんが視力2.0だとすると、視認状況で崩すのは難しい気がする」

哲 平：「そうすると、弁護士会の養成講座でやっていた自己矛盾供述の書面を示しての弾劾をするのがポイントになりそうだ」

さとみ：「三つのCと言われているやつね。公判供述が正しいと念入りに確認する（Confirm）。以前した供述も正しいと肩入れする（Commitment）。最後に、以前の供述書面を示して自己矛盾を明らかにする（Confront）」

哲 平：「書面を最後に示す根拠として、弁護士会の研修では刑事訴訟規則199条の10の規定を引いていたが、必ずしも、裁判所は理解していないようだね。ただ、押えておくべきことは、公判供述それ自体を変更させようとして書面を提示しているのではなく、書面を提示するのは、公判供述と矛盾する供述が存在すること自体を明らかにして公判供述を弾劾する目的であるということ。これを理解してもらうことだと思う。これでやってみよう」

さとみ：「自己矛盾供述の提示のときには、徹底的に誘導尋問でやることも忘れないで」

哲 平：「もちろんだよ。反対尋問は誘導尋問と心得よと教わったからね」

哲平は、百合子に対する反対尋問で、上記の手順を踏んで、犯人の顔を正面から見ているのだから、三郎に間違いないという百合子公判供述を弾劾した。裁判員は、百合子証言が捜査段階から大きく変遷していることを理解したようだった。

● 反対尋問のルール

○なぜ? とは問うな

自分の欲する答えに証人を導くのが反対尋問
なぜと問うた瞬間、証人は自由に答え弁解する権利を得る

○証人に直接に疑問をぶつけるな

主尋問の証言を固めるだけである

○答えを知らない質問はするな

欲する答えが得られないだけでなく逆の結果を生む

○自己矛盾供述を突け

捜査段階と公判供述との矛盾、公判供述過程での矛盾、客観的証拠との相違

しかし、矛盾の示し方を誤るな

→ 3つのCの手順を踏め

○矛盾を示した後は深追いするな

欲しいものが手にはいたら止めよ

○誘導尋問を活用せよ

「はい」か「いいえ」で答えられる質問をせよ

○周辺の事実を聞け

直接に矛盾した証拠がない場合には、矛盾する周辺事実を積み重ねよ

○証人とは論争するな

意見・評価の押しつけはするな、具体的事実を語らせよ

13 主尋問の技術

哲 平：「主尋問は、被告人の主張をストーリーで語らせる機会だと言われているよね」

さとみ：「だから、できる限り誘導尋問を使わないで本人に話をさせる。主尋問での誘導尋問は刑事訴訟

規則で禁止され、異議を招いて尋問が中断するし、誘導尋問に答えるだけでは、判断者へ内容が迫真性を持って伝わらないからといわれているわね」

哲 平：「それに弱点にも予め触れた尋問をすることが必要だと。午後11時ころ、スナックを出たという三郎が、何故、普通に走れば15分程度で通過するはずの織姫第三トンネルに午後11時半ころにいたのか。この点を検察官が必ず突くはずだよね。先に主尋問で触れておかないと不利のことを隠していたと思われる」

さとみ：「反対尋問でもそうだけど、一つの質問では一つの事実を尋ねる、供述者を見つめながら尋問する、判断者に明瞭に伝わるように発声や音量に配慮しなきゃね」

さとみは、そのようなことを念頭において、三郎の主尋問を行った。検察官が、案の定、走行時間のことを執拗に尋問した。三郎は、午後11時ころといっても正確でない、11時10分とか15分の可能性もある、酔っていたのでゆっくり運転した、捜査段階で

50～60キロと答えたが単なる推測にすぎなかったなどと主尋問の答えを繰り返した。

その後、被害者参加人弁護士が、質問に立った。主として、百合子と三郎の関係を聞いてきた。三郎が百合子宅に侵入する目的が百合子自身にあったのではないかという趣旨の質問だった。哲平と三郎とが予め想定した質問だったので、三郎は、そのようなことは全くないと返答した。

被害者参加人弁護士は努めて穏やかな口調で質問した。三郎は被害者からの質問があると聞いて緊張していたが、緊張の糸も次第にほころび、自分の記憶どおりに冷静に話すことができたと感じていた。

哲平とさとみは、十分な準備をかけて被告人質問をただけに、裁判員の理解と共感を得たのではないかと思った。

●主尋問のルール

- 誘導尋問をしない
- 一つの質問で一つ事実を語らせよ

14 検察官の論告， 被害者参加人の意見，最終弁論

証拠調べが終了し、当事者の意見を述べる機会になった。

哲 平：「いよいよ最終弁論だね。特に注意しなければならない点は何だろう」

さとみ：「被告人の側からする事件の説明が、裁判員にどれだけ分かってもらえるかがポイントだから、自由に議論をすればいいと養成講座では言っていた。初頭効果と終わりの効果、動き、視覚資料の利用などは冒頭陳述と同じよね」

哲 平：「この事件では、検察官立証のうち、百合子さんの証言が信用できるか、三郎君の作業服についた百合子さんの血痕をどう説明するか、裏庭の靴跡をどう説明するか、織姫トンネルを通過したのが午後11時半になった理由はなぜかが重要だから、そこを重点的に述べることになる。そして、三郎君の立場から動機がないこと、顔見知りのうちにお金目的で顔をさらして入るだろうかなどの疑問を投げかけ、最後に刑事裁判のルールである証拠裁判主義、立証責任が検察官にあること、証明の程度にも触れて弁論を締めくくりにしよう」

最終弁論の前に、検察官が論告した。検察官は百合子の証言が信用できることなどを根拠に三郎に懲役6年を求刑した。被害者参加人の百合子が、三郎に裏切られた思いや事件後の精神的打撃を強調して三郎に懲役10年を求めた。

哲平は、25分程度の弁論を行った。書面を読み上げるのではなく、法廷の証言台前に立って、裁判員・裁判官の顔を見ながら、ときおり、身振り手振りを交え、立つ位置を変え、ボードにポイントを記載す

るなどして、分かりやすく語った。そして、冒頭陳述と同じようにA4判1枚のペーパーを準備して、弁論のあとに配付した。

その後、三郎が簡単な最終意見陳述をして、結審した。

● 最終弁論の留意点

- 構成がしっかりしているか
導入、構成の提示、被告人からの事件の説明、弱点への言及、立証責任
- 初頭効果と近新効果を意識せよ
- 重要な情報は反復せよ
- ペーパーレスで相手を説得せよ
- 非言語的コミュニケーションを大切に
- 視覚資料を用いる

15 判決

評議の時間を確保したいとの意向で、判決言渡しは、翌日となった。

翌日、裁判員が裁判官とともに壇上の中で、三郎が裁判長から証言台前に立つよう促され、そこに立った。

裁判長：「河野三郎さんですね。あなたに対する住居侵入・強盗致傷被告事件について判決を言い渡します。被告人は無罪。理由は次のとおりです。河野さんは弁護人席の横でお聞き下さい」

裁判長の理由の朗読が続いた。これまでとは違い、短めではあったが、評議の内容が分かるような内容だった。

哲平もさとみも、三郎と顔を見合わせ、喜びをかみしめていた。

2 裁判員裁判における自白事件・情状弁護 ～東弁・特別研修の報告～

裁判員裁判対応弁護士養成講座プロジェクトチーム座長 伊井 和彦 (37期)



平成20年12月6日、東弁において、日弁連裁判員制度実施本部で活躍されている二弁の神山啓史先生を講師にお招きし、「自白事件における情状弁護技術」の特別研修が行われた。当日は神山先生から、全国の裁判所で行われている法曹三者模擬裁判の「鈴木太郎事件、罪名・強盗致死罪」を題材にして、最新の弁護士会の研究・検討結果に基づき、かなり斬新かつ具体的な報告・提言がなされた。紙面のスペースに限りがあるが、そのエッセンスをお伝えすることとする。

なお、裁判員裁判における情状弁護のあり方の詳細に関しては、日本弁護士連合会編集の「裁判員裁判における弁護活動」（日本評論社）の第14章でも詳述されているので、そちらも参考にしていきたい。

1 模擬裁判における 裁判員の「評議」の実態

●従前の「被告人に有利な情状」は、裁判員には簡単には通用しない。

(1) 模擬裁判の評議においては、従前弁護人が情状弁護の柱としてきた「反省している」「不幸な生い立ち」「若い」「前科がない」「示談済み」等に対し、裁判員側から「反省するのは当たり前」「生い立ちや若さも関係ない。結果としては人が死んでいるのは同じ」「前科はなくて当たり前」「示談をするのも当然」等の意見が多く出され、「どうしてそれが被告人にとっての有利な情状になるのか」との疑問が呈されている。

(2) また、情状に関する評議は、事実認定評議に比べ、裁判員から非常に意見が活発に出るが、個人の価値観に根差したものであるため、意見はなかなか変わりにくい。

(3) 従って、弁護活動においては、どうしてそういう事情が有利なことになるのかをきちんと裁判員に説明するとともに、価値観に根差したその意見に対して、どのように、その価値観を揺るがすか、あるいはその価値観から反感を持たれないようにするかが、一番重要なことである。

「深く反省することにより、被告人には更生のための心の準備ができている」「若く、前科も無いことは、被告人が更生できる可能性が高いことを示している」「刑罰の目的は、単に応報だけではなく、被告人の更生も目的であり、それからすれば、反省・年齢・生い立ち・前科なし・示談済み等も、被告に有利な事情として考慮されるべき」等、弁護人はきちんとした論法を用いて、裁判員の理解と共感を得られるよう努力しなければならない。

2 公判前整理手続における 情状弁護の注意点

●自白事件で争いがなくても、証拠開示請求を積極的に行うべき。

●自白事件であっても、本当に犯罪事実争いが無いのか、そこに出された供述調書に怪しいところはないのか、類型証拠開示請求は必ず行うべきである。

- その上で、情状事件に関する公判前整理手続においては、検察官の証明予定事実を明確化させ、検察官が悪い事情として考えるポイントがどこにあるのかということを、釈明等で明確にさせておく必要がある。
- 類型で証拠を取った後には、弁護人側の予定主張を出すことになるが、情状弁護の場合は、検察官の証明予定事実に対する反論、自首等の法定減刑事由の主張、更生可能性に関する主張、酌量減輕の主張等を出しておくべきである。
- 予定主張をした後には、その予定主張に関連しての主張関連証拠の開示の請求ができるので、これも積極的に行うべきである。

3 検察官提出証拠に対する対応

- 自白事件であっても、検察官提出証拠には原則として不同意とすべき。

(1) 裁判員裁判においては、裁判官及び裁判員は、すべての証拠について、耳で聞き、目で見、法廷で心証を取ることになる。それ故、弁護人が同意した証拠書面については、原則として全文朗読される。

しかし、一般人である裁判員に、朗読だけで長文の証拠書類の内容を十分理解してもらうのは相当に困難であり、弁護側にとって必要な事実・主張がその証拠から理解されないおそれもある。

そこで、自白事件で争いがなくても、あえて検察官提出証拠を不同意にし、裁判員にとって理解しやすい人証、すなわち法廷における証人尋問・被告人質問で証拠調べを行うことも必要である。

(2) また、鑑定書や実況見分調書等、事実には大きな争いがなく書証で十分と思われる証拠についても、捜査書類そのものを同意する必要はなく、必要な事実については、「合意書面」を作成して証拠とするよう検察側に提案すべきである。

(3) 被害者や遺族の供述調書についても、捜査官の作文性が強いことや、時間的経過により被害者・遺族の感情が変化することもあるので、安易に同意すべきではない。弁護人としては、事前に被害者側の話も聞いて、被害者・遺族を人証で行うことが被告人にとって利益か否か、判断すべきである。また、被害者参加制度が始まり、たとえ書証に同意しても、被害者・遺族が法廷に出てくる可能性があることも考慮すべきである。

(4) 被告人本人の供述調書（乙号証）についても、裁判員裁判においては原則として同意すべきではない。弁護側の情状立証に必要な範囲で、被告人に直接法廷で語らせることも、裁判員の理解を得るために必要な弁護活動である。

4 弁護側冒頭陳述の注意点

- いったい何があったのかというストーリー、どんな被告人がどんな犯行をしたのかということをつわりやすくイメージが持てるように語るべき。
- また、これから行われる裁判への道案内、特に情状証拠について何に注目してほしいのかを裁判員に事前にアピールすることが重要。

(1) 冒頭陳述は、得てして長くなりがちだが、手続の冒頭で緊張している裁判員に対し、長い冒頭陳述は疲れさせるだけで、十分に聞いてもらえないおそれがある。

そこで、ディテールを捨て、コンパクトに絞り込むことが重要となる。もっとも、大事な大筋のストーリーは、しっかりと構築してそれを話すべきであるが、総花的にいろいろな事実を平板に並べるのではなく、ある程度エピソードを絞り込んで、被告人がどんな人間であり、どうして起訴事実のような事件が起こってしまったのか、弁護側が考えるストーリーを、裁判員に理解されるように分かりやすく話す。

(2) また、裁判員に、これからの裁判で注目して欲しいポイント、何のためにどのような証拠調べをするのかという道案内をし、この事件そのものに興味を持てるようにすることも重要である。

(3) 量刑についても、「法定刑には幅があり、酌量減輕という制度もある、本件の被告人にはそれが当てはまる」ということを最初に裁判員に説明しアピールした方がよい。

5 被告人質問の注意点

● 弁護側が考える事件の説明、弁護側のストーリーを裁判員に分かってもらう、そのための被告人質問だということを忘れないことが重要。

(1) 漫然と生い立ちから聞いていくのではなく、構

成が必要である。まず、何から始め、どういう段取りで最後の終着点へ持っていくのかをきちんと構成する。また、すべての事情を同じように聞くのではなく、ここは厚く、ここは薄く、めりはりを付けることも大切である。

(2) 被告人供述調書に書かれてあることに対して、弁解や言い訳・反論に終始をする被告人質問は、裁判員に対しては印象が悪くなるおそれがある。本当に言い訳しなければならないところはどこなのか、そしてそれはどのように言い訳をすることによって理解が示されるのかを、検討しなければならない。

6 被害者・遺族の 証人尋問の注意点

● 被害感情の部分と、事実認識の部分とを、分けて考えることが重要。

(1) 被害感情については、原則として反対尋問はすべきではない。被告人を許せないという被害者や遺族の気持ちは当然のことで、そのこと自体に盾は突けない。

(2) しかし、その被害感情をもたらすに至った事実認識のところの前提事実が誤っている場合には、誤解を解くための反対尋問をする必要がある。

もちろん、遺族の証人尋問をするときには、かなりの礼儀を尽くすべきである。

7 最終弁論の注意点

- 弁護人は、裁判員の持っている個々の幅広い常識というものに信頼を置いて、情状弁護をしなければならぬ。
- 冒頭陳述で示した犯行および被告人像というのをもう一度確認をし、結果の重大性を受け止めた上で、具体的な量刑についての弁護人の意見を示す。

(1) 職業裁判官たちの量刑に対する固定観念を動かすことは、なかなか難しい。しかし、一般市民である裁判員の6人は、いろいろな人生経験や社会常識を持っている。弁護人としては、裁判員に、被告人の人格や人生を深く理解してもらい、裁判官の発想とは違う量刑に関する意見を言ってもらえるよう努力すべきである。

(2) 「減輕すべき事情」の主張は、すべての事情を全

部、更生可能性に結び付くように考えて弁論する。刑罰の目的が応報だけではないということを理解してもらった上で、年齢の問題も、前科の問題も、反省の問題も、家族の問題も、すべてやり直せるための条件・素材という形でこれを主張する。

(3) どんな刑（量刑）が妥当かについて、弁護人としての意見を、最終弁論で言うべきである。自白事件で情状だけが争点の場合、最終的にどのような量刑にしたらいいのか、一般市民である裁判員は悩み、基準を求める。弁護人が、なぜその刑（量刑）が妥当かを根拠を示して主張しないと、裁判員は検察官の求刑を判断基準にしてしまう。

裁判所では、裁判員裁判用の量刑検索システムを作り、裁判員のみならず検察官も弁護人も、これを利用できることが予定されている。裁判員もこの検索システムを量刑の参考とする以上、弁護人としてもこのシステムを利用して同様事件の量刑傾向を示し、更に「本件ではこういう特別事情がある」ということを主張すべきである。